

小松島市議会会議規則の一部を改正する規則

小松島市議会会議規則（昭和42年小松島市議会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（会議の種類等）

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2第1項の規定による会期において開く各会議の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）定例会議 定期的に開く会議をいい、小松島市議会の会期等に関する条例第2条の規定により開く会議

（2）臨時会議 臨時に開く会議

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条（削除）

第10条第4号中「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)」を「法」へ改める。

第15条中「会期」を「会議」に改める。

第65条中「その会期中に限り」を「その発言があった日から起算して7日以内(4月30日が到来する場合は4月30日までとする。)」に改める。

第108条の見出しを「(継続審査)」に改め、同条中「閉会中」を「次の会期において」に改める。

第134条第3項を削る。

第135条第2項中「前条第2項及び第3項」を「前条第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 小松島市議会定例会招集時期に関する規則(昭和31年規則第4号)は、廃止する。